

## 行政上の措置と刑事罰との関係（論点メモ）

（関連：資料 7 ～ 14）

1 行政上の措置であれば、どのようなものでも刑事罰と併科して二重処罰禁止に当たらないか。二重処罰禁止に当たる行政上の措置があるとすれば、それはどのようなものか。

（1）金銭的不利益処分（加算税、過料、課徴金等）と刑事罰の併科が二重処罰となり得る場合があるか。二重処罰になり得る場合があるとすれば、どのような場合か。

（例）

違反行為による不当利得相当額を超える金額を徴収するものである場合。

不当利得とは無関係に課される場合。

事案の悪質性や重大性を勘案して賦課額を定める場合。

（2）授益的処分の撤回といった非金銭的な不利益処分については、刑事罰と併科されることが二重処罰に当たるとされた例はない。

（例）

刑事処分と弁護士法による退会処分を受けることが二重処罰ではないとされた事例。

同一の事実に基づき、運転免許の取消と刑事訴追を受けたことについて二重処罰ではないとされた事例。

( これまでに出された主な意見 )

二重処罰の問題が生じ得るのは、課徴金の金額が被害の程度を超える水準となってからであるが、現状の最大 15% の算定率では、二重処罰の問題を生じ得る状況ではない。

行政上の措置が刑罰と同視しうるほど例外的に過酷な場合を除いて、刑事罰と行政罰の併科は一般に憲法 39 条違反とはならない。行政目的を達するために必要な課徴金と法益侵害に対する刑事処罰である刑罰はその目的において異なる。

二重処罰禁止は、何の後ろ盾もない個人の人権保障規定であり、社会的強者であることの多い違反事業者に深刻な人権侵害が問題となるようなケースは想定し難い。

改正後の課徴金の性格は「不当な利得の剥奪」から「行政上の制裁」となり、刑事罰金と類似のものとなったのであり、併科は二重処罰として問題となる。

改正後の課徴金は制裁としての機能をより強めたものであり、課徴金と刑事罰は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があると説明されており、課徴金と刑事罰の併科を合憲とした最高裁判例が引き続き妥当するかどうか疑問。

従来の裁判所の判断との整合性から、課徴金の水準が上がれば二重処罰の問題が出てくる可能性がある。

(主要な判決)(資料8参照)

日本	アメリカ
<p>課徴金と刑事罰の併科を二重処罰に当たらないとした事例(課徴金は、カルテル禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置。反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは、その趣旨、目的、手続等を異にする。)</p> <p>追徴税と刑事罰の併科を二重処罰に当たらないとした事例(追徴税は、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であり、刑罰としてこれを課する趣旨でないこと明らか。)</p>	<p>ハドソン判決</p> <p>銀行法に違反した銀行の取締役等が民事制裁金の賦課等に加え刑事訴追されたことが二重処罰に当たらないとされた事例(民事制裁金は非刑事的な措置というのが立法者意図。この立法意図にもかかわらず、この措置が懲罰的であるというためには、積極的な不利益を与えるもので、歴史的に punishment と考えられており、故意を要件とし、応報と抑止を目的とし、対象行為が犯罪である等の要件を満たさなければならない。)</p>

(学識経験者の意見)(資料9参照)

<p>高橋和之教授 (憲法)</p>	<p>刑事罰と「刑事上の責任」に該当する行政制裁を併科することは二重処罰の禁止に当たり問題となる。</p> <p>「刑事上の責任」かどうかの判断のメルクマールとして「道義的責任を問うものかどうか」が考えられる。</p> <p>行政制裁の金額が高いことをもって「刑事上の責任」ということにはならない(比例原則・罪刑均衡の問題)。</p>
<p>佐伯仁志教授 (刑法)</p>	<p>課徴金に係る種々の判例は、課徴金を含めた行政上の措置が「制裁」であっても、それだけで憲法 39 条の「刑事上の責任」となるわけではないとしている。非刑事制裁と刑罰の併科が争われた米国の Hudson 事件判決では、非刑事制裁が刑事制裁と見なされる可能性を一応は認めてはいるが、同判決の基準によって行政制裁金が刑事制裁と見なされる可能性はほとんどない。制裁を併科することが、罪刑均衡の原則に反しないかと立法者の制度目的に反しないかがポイント。</p>

2 個別の行政上の措置と刑事罰の併科が二重処罰禁止に当たらないとして、政策論としてどう考えるか。

(1) 違反行為に対する金銭的不利益処分(以下、「違反金」と刑事罰金を併科する場合(併科方式)の意義と問題点は何か。

(2) 法人に対しては違反金に一本化する場合(一本化方式)の意義と問題点は何か。

A. 併科方式

A 1 : 違反金と刑事罰を併科し、両者の金額調整を行わない。

A 2 : 違反金と刑事罰を併科し、両者の金額調整を行う(違反金額から刑事罰金相当額の全部又は一部を控除。)

B. 一本化方式

B 1 : 法人には違反金を課し、個人に刑事罰を科す(法人処罰を廃止)

B 2 : 法人に違反金を課す(刑事罰の廃止)

その他に、 刑事罰一本化(違反金廃止) 違反金と刑事罰の選択適用、も考えられる。

(主要国の競争法違反(カルテル)に対する金銭的不利益処分と刑事罰)(資料14参照)

	行政上の金銭的不利益処分	刑事罰	
		法人	個人
日本	課徴金	罰金	懲役、罰金
EU	Fine	-	-
イギリス	Financial penalty	なし	禁固、罰金
フランス	sanction pécuniaire	なし	禁固、罰金
ドイツ	Geldbuße 等	なし	(談合罪について自由刑、罰金)
アメリカ	なし	罰金	禁固、罰金

## A 併科方式

<p>(意義)</p> <p>違反行為に対しては課徴金で迅速・効率的に対応するとともに、法人を含めて刑事罰の対象とすることによりスティグマ効果が与えられる(カルテルや談合が、犯罪、反社会的行為であることが、より明確になる。)</p>	
<p>(問題点の指摘)</p> <p>改正後の課徴金と刑事罰との役割分担が不明確。課徴金も罰金も金銭的制裁という点では同じで、機能・性格が重なる。</p> <p>手続を重ねて行うことは効率的ではなく、事件関係者にとって負担となる。</p> <p>主要国の競争法では例がない。</p> <p>両罰規定は、従業者が違反行為をした場合、従業者に対する選任監督上の過失責任を問うものに過ぎないから、法人に対する処罰の在り方として疑問がある。</p>	<p>(問題点の指摘に対する反論)</p> <p>刑事罰は重大かつ悪質な事案に限定して科され、課徴金とはその目的が異なる。現行の役割分担は十分機能している。</p> <p>刑事告発は重大悪質な事案についてのみ行われ、常に手続が重なる訳ではない。また、刑事告発されるべき事業者の負担への考慮を優先し抑止力を犠牲にすることは不適當。</p> <p>米国では刑事罰と民事制裁が併科され得る制度が競争法以外の分野(例：証券取引法、租税法、銀行法)で見受けられる。</p>
<p>A 1 違反金と刑事罰金の金額調整は不要との意見</p>	<p>併科自体に問題はなく調整規定は不要。</p> <p>刑事罰の司法判断を事後的に行政処分で調整するのは適當ではなく、調整規定は不要。</p>
<p>A 2 違反金と刑事罰金の金額調整は必要との意見</p>	<p>二重制裁や過重な処罰を回避するためには、調整や控除を行うべき。</p> <p>半額調整規定は不徹底で理論的根拠に欠ける。全額調整とすべき。</p>

## B 一本化方式 ( B 1 法人処罰の廃止 ( 個人処罰維持 ) )

### ( 意義 )

( 併科方式が違憲でないにしても、 ) 併科を避けて同じ目的を達成できるのであれば、その方が憲法の理念に合致する。違反金の水準を大幅に引き上げて抑止力を確保しつつ、手続の重複を避けることによって事件関係者の負担を軽減できる。法人については、行政処分に一本化すれば、簡明な制度となり、欧州主要国(欧州委員会も)の制度とも整合的。

### ( 問題点の指摘 )

法人が刑事処罰の対象とならないことにより刑事罰のステイグマ効果が減殺され、違反金の引上げでは代替できない( )。

違反行為を阻止できなかった代表者の責任や法人自体の責任が厳しく問われる近年の流れに逆行。

従業員が刑事罰を科され、懲戒免職となる一方、事業者は課徴金のみとなるが、社会意識と整合するか疑問。

他の経済犯罪の多くに、法人処罰規定が設けられている中で、法人重科もある独占禁止法について法人処罰を廃止することが適当か( )。

### ( 問題点の指摘に対する反論 )

刑事罰の感銘力が強いのであれば、課徴金の名称を「行政制裁金」等とすればよい( )。

代表者については三罰規定が維持されれば、代表者の責任を問うことは可能。法人には高額の違反金が課される。

法人への制裁もあり、行為者のみに責任を負わせることにはならない。行為者個人が刑事責任を問われるのは悪質な場合である。

独占禁止法では、刑事罰金に加えて、法人に課徴金が課され、その額が高額化してきている点で、法人処罰が設けられている他の経済犯罪とは異なるのではないか( )。

については、 B 2 ( 個人処罰も含めた刑事罰の廃止 ) にも基本的に同様の議論が該当する。